

# 加茂市自主防災組織認定要綱

令和2年12月1日制定

## (趣旨)

第1条 この要綱は、地域の自主的な防災活動の推進を図るため、加茂市内の区を自主防災組織として認定することについて、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、「自主防災組織」とは、その地域の防災活動を行うため単一または複数の区が自主的に結成する組織であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 自主防災組織としての規約を制定していること。
- (2) 自主防災組織としての組織を編成していること。

## (認定の申請)

第3条 自主防災組織の認定を受けようとする者は、加茂市自主防災組織結成届（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 規約等の写し
  - (2) 役員名簿
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 現に地域の防災活動を行っている区については、活動内容の分かる書類を前項に掲げる書類に代えることができる。
- 3 前項の規定により申請した区は、認定後速やかに規約等を作成し、市長に提出しなければならない。

## (認定)

第4条 市長は、前条の規定による届出があったときは、その内容を審査し、認定すべきものと認めるときは、加茂市自主防災組織認定書（様式第2号）を当該申請した者に交付するものとする。

## (変更の届出)

第5条 自主防災組織の代表者は、前条の規定による認定を受けた後に、規約等に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

## (解散の届出)

第6条 自主防災組織が解散したとき、若しくは自主防災組織が他の自主防災組織との合併等により組織が消滅したときは、速やかに加茂市自主防災組織解散届（様式

第3号)を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第7条 市長は、自主防災組織が次の各号のいずれかに該当するときは、自主防災組織の認定を取り消すものとする。

- (1) 前条の規定による解散の届出があったとき。
- (2) 自主防災組織としての要件を欠くと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により自主防災組織の認定を取り消したときは、加茂市自主防災組織認定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(活動の報告)

第8条 自主防災組織の代表者は、毎年、別に定める加茂市自主防災組織チェックシートを市長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、自主防災組織の認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

加茂市長 様

団 体 名

代表者氏名

加茂市自主防災組織結成届

自主防災組織の認定を受けたいので、次のとおり加茂市自主防災組織認定要綱第3条の規定により関係書類を添えて提出します。

自主防災組織の名称	
代表者氏名	
代表者住所	
代表者連絡先	自宅電話 携帯電話

（添付書類）

- 1 規約等の写し
- 2 役員名簿
- 3 その他

様式第 2 号（第 4 条関係）

認定番号

加茂市自主防災組織認定書

自主防災組織の名称

加茂市自主防災組織認定要綱第 4 条の規定に基づき、上記組織を自主防災組織として認定します。

総 第 号  
年 月 日

加茂市長

年 月 日

加茂市長 様

団 体 名

代表者氏名

加茂市自主防災組織解散届

自主防災組織を解散することにしましたので、加茂市自主防災組織認定要綱第6条の規定により届け出ます。

解散の年月日	年 月 日
自主防災組織の名称	
代表者氏名	
代表者住所	
代表者連絡先	
解散の理由	

様式第 4 号（第 7 条関係）

総 第 号  
年 月 日

様

加茂市長

加茂市自主防災組織認定取消通知書

自主防災組織の認定を取り消しましたので、下記のとおり加茂市自主防災組織認定要綱第 7 条の規定により通知します。

記

認定を取り消した 自主防災組織の名称	
認定番号	
取消年月日	
取消理由	